

「令和 5 年度 京都府未利用地活用再生可能エネルギー導入促進事業補助金」

ご検討前に、ご確認いただきたい事項

○建築確認申請等について

ソーラーカーポートは建築物です。建築基準法第六条に則った、建築確認申請が必要になります（都市計画区域外を除く）。都市計画区域外においても建築基準法第十五条に則り、建築工事届をおこなって下さい。詳しくは、各土木事務所及び市町村の建築確認担当課までご確認ください。

本補助金を活用して「ソーラーカーポート」導入をご検討の事業様におかれましては、事前に、以下の点をご確認いただくことを推奨いたします。

- ・都市計画区域か都市計画区域外か建築に係る諸要件が変わりますので、ご不明の場合は、お近くの土木事務所または、市町村の建築指導担当課までご確認ください。
- ・事業所に新たに「ソーラーカーポート」を設置する際の建蔽率の確認を、お取引のある建築士、工事会社、販売会社等にご相談ください。
- ・消防法について
既存建築物に併設する場合などで「延焼ライン」等の確認がある場合もありますので、所轄の各消防署、広域消防本部にご確認ください。
- ・京都市内の事業所様
景観条例等をご確認ください
- ・京都府内の事業者様（京都市内を除く）
各市町村で定める関連条例・規則等をご確認ください。

○補助対象設備について

エネルギー価格の高騰や、原材料不足等により、本補助金の補助対象設備に、納期遅れや欠品が生じる場合が想定されます。ご申請を検討される事業様におかれましては、事前に以下の導入検討設備等の在庫状況や納期等をお取引される設置事業者・工事事業者・メーカー等に事前にご確認いただきますことを推奨いたします。

【ソーラーカーポート】

- ・カーポート
- ・カーポート用太陽光モジュール架台もしくは金具
- ・太陽光モジュール
- ・パワーコンディショナー

【蓄電池】

- ・蓄電池（蓄電システム）
- ・急速充電器
- ・充電器
- ・充放電設備（V2H）→EV/PHV を既に保有しているか、本補助金に併せて新規に購入する場合に限る。
- ・車載型蓄電池（EV）→法人所有であること。（個人保有は対象になりません）

【非常用コンセント】

○「発電電力の全量自家消費」について

本補助金で導入される「ソーラーカーポート」で発電された電力は、全量自家消費していただくことが条件となります。

本事業の補助対象者（使用事業者）は京都府内において、既に事業活動を営んでいる既築の工場、事業所、店舗等を有する中小企業者等です。

本事業完了日以降に工場や事業所、店舗を新築または増築する場合は、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

本補助金のご利用を検討される際に、現在、事業所で使用されている電気使用量をご確認いただき、「ソーラーカーポート」で発電される電気量が全量自家消費できるシステムを導入してください。

土日は含めなくても大丈夫です。営業日において、ほぼ全量を利用している計画をお示しいただきます。

○「ソーラーカーポート」を導入される場所について

「ソーラーカーポート」を導入設置される場所（事業実施場所）は、申請者（法人）の所有である必要があります。他社や他者の所有の場合は、様式第5号「土地使用承諾書」を提出して下さい。

土地所有者全員（登記事項証明書記載の権利者全員）の署名捺印が必要です。

申請者（法人）の取締役等の個人所有の土地であっても、同様の「土地使用承諾書」を提出して下さい。

令和5年10月31日更新